

インド進出における 法務の基礎知識

インドに会社を設立する際の商号承認・会社設立申請手続について解説する。

弁護士 琴浦 諒

第6回
事業拠点の
設立要件・手続④

〈前号から続く〉

③ 商号承認申請 (e-Form IAS提出)

新会社の取締役となる者による電子署名認証 (Digital Signature Certificate <DSC>) および取締役別番号 (Director Identification Number <DIN>) の取得後、新会社の商号承認申請を行う。

商号承認申請は、新会社の商号について、事前にインドの会社登記局 (Registrar of Companies) の承認を得る手続きである(注1)。商号承認は、会社登記局による承認日から六〇日間有効であり、承認日から六〇日間経過してしまっただ後に新会社の設立手続を行う場合には、再度商号承認申請を行う必要がある(注2)。

商号承認申請の際には、最大六

つまで、希望する商号に順位を付けて申請することができる。必ずしも六つの希望商号を記載する必要はないが、二つや三つで申請した場合、それらがすべて会社登記局により拒絶された場合には、一から申請をやり直す必要があることから、手続きを迅速に進めるといふ観点からは、できるだけ多くの希望商号を記載する方が望ましい。

商号内に一定の文言が含まれる場合、その内容に応じて最低授權資本額が定まる。二〇一二年一月現在の最新の規則である Companies (Name Availability) Rules, 2011 (注3) によれば、商号の内容に応じた最低授權資本額の金額は表1のとおりである。

商号承認は、インド企業省のガイドライン(後述のインド企業省による「Name Availability Guidelines, 2011」)に従って行われるが、一般には、既存の類似商号がないことを前提として「可能な限り商号中に事業内容を示す文言 (ManufacturingやSalesなど) が入っている」「子会社として設立される場合、親会社の商号またはその略称が含まれている」などの条件

ことら・りょう 2002年京都大学法学部卒業。2003年弁護士登録、アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所。2009年コロンビア大学ロースクールLL.M。2010年ニューヨーク州弁護士登録。インド現地の法律事務所での勤務経験を生かし、日本企業によるインドへの進出、現地企業買収、契約締結、労務管理、知的財産権管理等に関するアドバイスを多数行っている。

表1 商号に含まれる文言に応じた最低授権資本額

	商号に含まれる文言	最低授権資本額
①	「Corporation」「corp.」等	2億5,000万ルピー
②	「International」「Global」「World」「Overseas」「Universal」「Continental」「Asia」等の文言を、商号の冒頭に使用する場合	5,000万ルピー
③	②の文言を、冒頭以外の場所に使用する場合	2,000万ルピー
④	「Hindustan」「India」「Bharat」等の文言またはその他の国の名前を、商号の冒頭に使用する場合	2,000万ルピー
⑤	④の文言を、冒頭以外の場所に使用する場合	250万ルピー
⑥	「Industries」「Udyog」	5,000万ルピー
⑦	「Enterprises」「Products」「Business」「Manufacturing」「Venture」	500万ルピー

- (注1) 日本でも、旧商法下では、登記拒絶防止のため、法務局に対して事前の類似商号等の存否の照会が行われていたが、これはあくまで将来の登記拒絶による会社設立手続の遅延を避けるための事実上の確認であった。これに対し、インドの会社設立手続における商号承認申請は、インド会社法上の正式な手続きである点に特色がある。
- (注2) ただし、e-Form 1-AR という書面を手数料250ルピーとともに提出することにより、一度だけ有効期間を30日間延長することができる。
- (注3) 下記インド企業省のウェブサイトにて閲覧可能。
▶ http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Companies_rules_15Mar2011.pdf
- (注4) それぞれ、下記インド企業省のウェブサイトにて閲覧可能。
・2011年7月8日付通達〈General Circular No.45/2011〉
▶ http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular_45-2011_08july2011.pdf
・2011年7月22日付通達〈General Circular No.48/2011〉
▶ http://www.mca.gov.in/Ministry/pdf/Circular_48-2011_22july2011.pdf
- (注5) インドにおける資格業種の一つ。原価計算等のコスト計算の専門家。

を満たしている方が、承認されやすいとされている。ただし、商号が承認されるかどうかは最終的には会社登記局の裁量的判断によるため、前記のような条件を満たさない場合であっても、商号が承認される可能性はある。

なお、新会社の商号が、国内、国外を問わず、既存の会社の商号の一部または全部を使用するなど、既存の会社の商号と類似、重複す

る場合には、当該既存会社から、商号の使用につき異議がない旨のレター (No Objection Certificate (NOC))、および当該NOCの発行を決議する取締役会議事録の写しを入手し、提出する必要がある。この規制は、新会社の親会社となる会社に対しても適用されるため、親会社の商号の一部を新会社の商号に使用する場合、原則としてあらかじめ親会社から類似商号使用についてのNOCおよび取締役会議事録を取得しておく必要がある。

インド企業省の二〇一一年七月八日付通達および同月二二日付通達(注4)により公表された「Name Availability Guidelines, 2011」により、同年七月二四日以降、商号承認申請は、勅許会計士 (Chartered accountant) / 会社秘書役 (company secretary) またはコストアカウンタント (cost accountant) (注5) が類似商号の有無等を調査した上で行うことができるとされた。

これらの専門家が「インド企業省のウェブサイト検索を通じた調査を行った結果、類似商号は存在せず、また申請される商号がインド法上許容されない名称ではない

ことが判明した」旨の証明文言を付して商号承認申請を行い、かつ実際に類似商号が存在しない場合には、商号承認申請は、通常申請から二四時間以内に認められ、会社登記局から商号承認に関するレターが発行される。なお、前記専門家を通じずに商号承認申請を行った場合、承認までの期間は一〜二週間程度となる。

商号承認申請は、設立しようとする会社の所在地を管轄する会社登記局に対し、インド企業省のウェブサイトを通じて、オンラインで e-Form 1-A と呼ばれるフォームを提出するとともに、添付書類を PDF ファイルで添付することにより行う。

e-Form 1-A に記載する情報のうち、主なものは以下のとおりである。

- ① 申請者の商号(個人の場合は、氏名)、職業(個人の場合のみ) および住所(市名、州名および国名を含む)、郵便番号および電子メールアドレス等
- ② 新会社の種類 (public company か private company かな)
- ③ 新会社を登記する州および登記上の所在地を管轄する会社登

記局の名称

- ④ 会社設立者 (promoter) 基本定款における引受人)の商号(氏名)および住所
- ⑤ 申請が、会社秘書役等の専門家によりなされたものであるかどうか
- ⑥ 一つ以上、六つ以下の商号を、希望する順に記載(必ずしも六つ記載する必要はない)
- ⑦ 希望する商号に含まれるキーワードまたは造語(もしあれば)に関する説明またはその意義(親会社の商号の一部を使用する場合、なぜ親会社がその商号を採用したか(例…創業者の名前、創業地名等))
- ⑧ 親会社等がある場合、その親会社の商号
- ⑨ 新会社の主たる事業目的
- ⑩ 希望する商号が国または州に関連する法人のような印象を与えるものであるかどうか (Yes/Noで回答)
- ⑪ 資本金額(授權資本金額、および最初に払い込む予定の資本金額)
- ⑫ 取締役となる者(非公開会社の場合最低二名、公開会社の場合最低三名)の情報
- ⑬ 希望する商号がインド国内で



- 登録を受けた商標に基づくものであるか、または商標法による登録出願中の出願対象であるか、および当該商標または登録出願の詳細(商標ロゴ等の画像を添付)
- ① また、法人(日本法人またはその他の外国法人)が発起人となる場合の e-Form I-A の添付書類は以下のとおりである。
 - ① インドにおける会社設立を承認し、会社設立に関して必要な行動をとる代理人を任命する、取締役会決議の議事録のコピー。英訳を作成の上、原本の正確なコピーであること、および英訳が正しいことを宣誓する、会社のレターヘッド付の宣誓書(Dφ clarification)を添付
 - ② 親会社の商号の一部を使用する場合、当該文言を新会社の商号の一部として使用することに異議がない旨の、親会社(商標権者)による証明書(NOC)
 - ③ 前記②のNOCの交付を決定する取締役会決議議事録のコピー(①と同じ議事録内の別議案として記載可)
 - ④ ①について、この取締役会決議議事録は、委任状の役割を兼ねているため、e-Form I-A 申請時点では、代理人に対する別途の委任状は不要である(なお、委任状は、会社設立申請(e-Form I)の提出)の時点で必要になる)。代理人は、原則として株主ごとに別人である必要がある、通常は、取締役になる予定の者(複数)が代理人に任命される。
また、前記①③は、いずれも公証を受け、また大使館認証もしくはこれに代わるアポステイユの付与を受ける必要がある。
 - ④ 会社設立申請(定款の作成ならびにe-Form I、18および32の提出)
商号承認後、会社設立申請を行う。この会社設立申請の完了により、法人としての会社が設立、登記されるため、この手続きの完了時点で会社の設立行為は一応完了する(ただし、次回に解説するが、インドでは銀行口座の開設や資本金の払込み等の重要な手続きが、設立完了後に行われることに留意する必要がある)。
会社設立申請は、設立しようとする会社の所在地を管轄する会社登記局に対し、インド企業省のウェブサイトをを通じて、オンラインでe-Form I、18および32の各フォームを提出するとともに、添付書類をPDFファイルで提出することにより行う。
e-Form I に記載する情報は、e-Form I-A に記載した情報とほぼ同じである。また、e-Form I に

- (注6) 例えば、合弁契約上の合意に違反して取締役の選任が行われた場合、附属定款に合意された選任方法が規定されていれば、当該選任自体がインド会社法上無効となるが、規定されていなければ単なる契約違反の問題のみが生じることとなる。
- (注7) 設立費用を新会社自身に負担させる場合、事後的にこの費用を新会社から株主に払い戻すことも可能である。



- は、以下の書類をPDFファイルで添付する必要がある。
- ① 基本定款 (Memorandum of Association)
 - ② 附属定款 (Articles of Association)
 - ③ 会社登記局からの商号認可に関するレター
 - ④ 委任状 (Power of Attorney) (会社設立を現地代理人に依頼している場合)

①および②については、会社設立申請を行うためには、それに先立って当該会社の基本定款および附属定款の二つの定款を作成する必要がある。

日本の会社法では定款は一つだけであるのに対し、インド会社法は定款をその役割に応じて基本定款と附属定款の二つに分けている。

基本定款は会社の種類、商号、事業目的等の基本的な事項を規定しており、附属定款は株主の権利に関する事項や株主総会、取締役会の定足数、決議要件等、会社の運営に関わる事項を規定している。

附属定款については、インド会社法の強行規定やインドの公序良俗に反しない限度において定款自治が認められており、特に非公開会社については、附属定款を変更することにより、比較的自由に会社の制度設計を行うことが可能である。また、例えば合弁会社のケースにおいて、合弁契約で合意した会社運営に関する事項は、附属定款に規定されない限り、組織法上の効力を有さないため(注6)、日本企業がインド側企業と合弁会社を設立する場合、合弁契約や株主間契約で合意した会社運営に関

する事項については、必ず附属定款にその内容を反映させる必要がある。

二つの定款の作成後、各定款の最終頁に各株主から設立委任を受けた個人(株主が二人の場合二名)により、株主情報(住所、商号、引受株式数等)の記載および署名が行われる必要がある。署名はもちろん、株主情報についても原則としてすべて手書きで記載される必

表2 登録免許税の額

単位：ルピー

授權資本額 (Authorized capital)	定款登記にかかる登録免許税
~ 100,000	4,000
10,0001 ~ 500,000	4,000 + 授權資本額10,000増ごとに300
500,001 ~ 5,000,000	16,000 + 授權資本額10,000増ごとに200
5,000,001 ~ 10,000,000	106,000 + 授權資本額10,000増ごとに100
10,000,001 ~	156,000 + 授權資本額10,000増ごとに50

※登録免許税の上限は2,000万ルピー。

要があり、また署名後に各定款について公証およびアポステイユの付与を受ける必要がある。

③は、商号承認申請において会社登記局から発行されたレターである。

④の委任状は、会社設立を代行する法律事務所やコンサルティング会社に対する会社設立代行の委任状であり、同様に、各株主から設立委任を受けた個人により署名される必要がある。インドでは、非公開会社であっても株主は最低二名必要であるため、委任状は最低でも二通必要となる。この委任状についても、やはり公証およびアポステイユの付与を受ける必要がある。

なお、e-Form 1の提出の際、定款登録のための費用として、授權資本額に応じた登録免許税を支払う必要がある。インドでは、資本金の払込みが会社設立後となるため、「払い込まれた資本金で登録免許税を支払う」ということはできず、事前に発起人となる株主からインドに送金を行っておく必要があることに注意しなければならぬ(注7)。登録免許税の額は、表2のとおりである。